

## 国登録有形文化財（建造物）の登録について

### 1 主旨

令和8年3月26日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、深沢八丁目の「小堀家住宅主屋」について、国の文化財登録原簿に登録するよう答申があったので報告する。今後、官報告示を以て正式に登録となる。

なお、区内において文化財登録原簿に登録されている建造物は、今回新たに登録される1件を含め、28件となる。

### 2 登録される建造物の概要

#### (1) 名称

小堀家住宅主屋

#### (2) 所在地

深沢八丁目

#### (3) 登録基準

一 国土の歴史的景観に寄与しているもの

#### (4) 構造、形式及び大きさ

木造、2階建、建築面積128㎡

#### (5) 建築年

大正13年（1924）

#### (6) 特徴

大正2年（1913）に世田谷初の宅地分譲地として開発された「新町住宅地」に建てられた日本画家小堀<sup>こぼりともと</sup>靱音の旧宅で、アトリエとしても使用されていた。屋根は反りのある入母屋造銅板葺きで、社寺建築を思わせる。間取りは、<sup>いりもやづくり</sup>大正・昭和初期の和洋折衷住宅に多く見られる「中廊下型」の特徴を持つ。

### 3 当該建造物画像



主屋西面外観



1階客間内部